

第1章 あきる野市の環境の現状

あきる野市は、都心から40～50km圏に位置し、秋川と平井川の二つの川を軸として、比較的緩やかな秋川丘陵・草花丘陵に囲まれる平坦部と、奥多摩の山々に連なる山間部から形成されています。平坦部は秋留台地からなり、秋川と平井川に沿って市街地を形成しています。

本市は、市域の面積(7,347ha)の約6割を森林が占めており、多摩地域でも豊かな自然が残っています。その一方で、農地は年々減少を続け、宅地が増加傾向にあります。

本章では、あきる野市の環境の現状として、各分野(自然環境分野、生活環境分野、エネルギー環境分野、人の活動分野)の取組を掲載します。

1 自然環境分野

自-1 基礎情報の調査・収集

1) 自然環境調査

市内の森林や雑木林、農地などにおいては、生産価値の低下、林業・農業関係者の高齢化・後継者不足などの様々な要因によって、適正な維持管理が十分に行われていない状況にあります。

市では、市域の自然環境の状況を把握し、保全すべき地域の設定や保全策の検討を行うため、平成21年度から市内の自然に専門的な知識を有する方等による「あきる野市自然環境調査部会」を組織し、自然環境調査を実施しています。初めの3年間の調査結果については、「あきる野市自然環境調査報告書(平成21年度～23年度)」として取りまとめ、市内図書館やホームページでご覧いただくことができます。

また、あきる野の自然環境を身近に感じてもらうため、リーフレット「知って守ろうあきる野の自然」で調査結果の一部を紹介しています。この調査結果は、平成26年度に策定した「生物多様性あきる野戦略～未来の子ども達に贈るあきる野の自然の恵み～」の基礎資料にもなっています。

平成28年度は、自然環境調査を継続して実施するとともに、先進事例研究や関連業者へのヒアリング等を実施し、自然環境調査の更なる充実に向けた検討も行いました。



<あきる野市自然環境調査報告書
平成21年度～23年度>



<リーフレット
「知って守ろうあきる野の自然」>



<生物多様性あきる野戦略>

2) 森林レンジャーあきる野による活動の推進

郷土の恵みの森構想に基づく森づくり事業を進めるため、平成 22 年 5 月から専門知識を持つ 4 人による「森林レンジャーあきる野」が活動しています。

森林レンジャーあきる野は、昔道や尾根道の補修、景観の整備等を町内会・自治体等と協働で実施しています。

また、登山道や山林地帯を巡視し、支障木の除去や補修を行うとともに、市内に生息・生育する動植物の調査、滝や沢、巨木といった地域資源の掘り起こしなども行っています。



<小学校の体験事業の様子>

さらに、地域が実施する森づくり事業に関連した自然環境体験イベントの開催など、森とその周辺にある地域資源の持つ魅力を市内外に向けて発信しています。

森林レンジャーあきる野による動植物調査において、これまでに動物では合計 63 種（哺乳類 3 種類、鳥類 35 種類、爬虫類 4 種類、両生類 5 種類、魚類 4 種類、昆虫 12 種類）、植物では 34 種の絶滅危惧種の生息・生育を確認しています。

3) 生物多様性に関する情報発信

生物多様性に関する情報の共有化のため、様々な方策による情報発信に取り組んでいます。

平成 28 年度は、広報及び市ホームページにおいて、「森林レンジャーがゆく」を 9 回掲載したほか、森林レンジャーあきる野新聞を 12 回発行し、森林レンジャーあきる野の活動の紹介を通じて、森の状況、動植物の状況などの森の魅力を発信しました。

また、あきる野市産業祭、オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」エコプロ 2016、GTF グリーンチャレンジデー 2016 in 新宿御苑に出展し、あきる野市の森の魅力を市内外に伝えています。

さらに、外来種対策を通じて、外来種が在来種に及ぼす影響などについても周知を図りました。

市民参加型の事業としては、森林レンジャーあきる野による「古道（大野道）を歩く」ツアーを開催し、14 人にご参加いただきました。また、生物多様性の保全につながる事業として、親子で農作物の収穫を体験する「あきる農を知り隊」を実施しました。



<エコプロ 2016 出展時の様子>



<あきる農を知り隊の様子>

自－2 生物多様性の保全

1) 生物多様性保全の仕組みづくり

市では、平成 26 年 9 月に、生物多様性の保全や活用の方向性を示す「生物多様性あきる野戦略」を策定し、関連する施策や取組の位置付けを示しました。また、施策や取組を着実に推進するため、平成 28 年 3 月に「あきる野市生物多様性地域連携保全活動計画」を策定しました。「あきる野市生物多様性地域連携保全活動計画」は、「あきる野市郷土の恵みの森構想」の方針を受け継ぐとともに、「生物多様性あきる野戦略」の実施計画として、取組の実施主体、実施場所など、多様な主体の連携による生物多様性の保全と活用のための具体的な取組をまとめています。

さらに、市内の希少な動植物を保護する仕組みとして、「あきる野市生物多様性保全条例」の制定に向けた取組を進めました。

従来から継続している取組としては、市内の緑の保全を図るため、一定の条件を満たす樹林地、樹木などを保存緑地として指定する制度があります。平成 28 年度に樹木 1 件を新たに保存緑地として指定し、平成 29 年 3 月 31 日現在における保存緑地は、樹木 188 本、樹林地 5 か所（12,704 m²）、屋敷林 1 か所となります。また、緑の活用を図るため、公開できる緑地を公開緑地として指定しており、平成 29 年度 3 月 31 日現在における公開緑地は、1 か所（14,593 m²）となります。

2) 有害鳥獣対策及び外来種対策

農作物被害を引き起こす有害鳥獣（イノシシなど）対策を進めるため、追い払いや防除柵の設置、箱わなによる捕獲等を行っています。また、外来種であるアライグマ・ハクビシンは、農作物被害を引き起こすほか、生活環境や地域の生態系に被害を及ぼすため、有害鳥獣対策と外来種対策の両面から、箱わなによる捕獲等を進めています。これらの取組は、専門的な知識や幅広い主体の協力が必要であることから、猟友会や、市民ボランティアで組織する「あきる野の農と生態系を守り隊」との連携により推進しています。

平成 28 年度から、外来植物の対策にも着手しています。オオキンケイギク、オオバタクサ、アレチウリの 3 種について、広報や市ホームページへの掲載、チラシ配布により、市民の皆さんから分布情報を提供してもらい、除草の呼びかけ等を行いました。

さらに、市内のサクラにおいて、サクラを加害する外来種クビアカツヤカミキリの寄生が確認されたことから、国の研究機関等と連携し、同種の対策を進めています。

外来種対策の基礎情報として、市民の皆さんから分布情報を提供してもらっており、平成 28 年度の目撃情報件数の実績は、アライグマ 21 件、ハクビシン 44 件、オオキンケイギク 108 件、オオバタクサ 202 件、アレチウリ 142 件、その他 22 件でした。



<特定外来生物のアライグマ>

自－3 生物多様性の創出

1) 郷土の恵みの森づくり事業

地域の森づくりのあり方を示す「あきる野市郷土の恵みの森構想」（平成 22 年 3 月策定）や「生物多様性あきる野戦略」「あきる野市生物多様性地域連携保全活動計画」に基づき、地域との協働による「郷土の恵みの森づくり事業」に取り組んでいます。

「郷土の恵みの森づくり事業」には、町内会・自治会等を主体とする昔道や尾根道の補修や景観整備のほか、「森林レンジャーあきる野」の活動（先述）、菅生地区における産学公連携による森づくり、森の子コレンジャー活動（後述）、小宮ふるさと自然体験学校の運営（後述）などが挙げられます。

昔道や尾根道の補修、景観整備の実施に当たっては、森づくりに関心のある市民・事業者・団体からなるボランティア組織である「森林サポートレンジャーあきる野」が、町内会・自治会等の支援に取り組んでいます。

平成 28 年度は、新たに 1 事業を加え、16 の町内会・自治会等により、昔道・尾根道の補修が 10 事業、景観整備が 14 事業となりました。これらの事業を進めた結果、武蔵五日市駅から「秋川渓谷 瀬音の湯」までのコースをはじめ、既存の登山道等のいくつかのコースの維持が図られています。また、景観整備により植樹した樹木等は、ハイキング等で訪れる観光客の目を楽しませています。

菅生地区における産学公連携による森づくりでは、NEC フィールディング株式会社、明星大学、菅生町内会、あきる野青年会議所、特定非営利活動法人ふるさとの森づくりセンター、西多摩マウンテンバイク友の会、あきる野市の 7 者で組織する「あきる野菅生の森づくり協議会」により、農産物の特産化や里山再生などの事業が進められています。平成 28 年度からは、新たにオオムラサキが舞う森づくりの取組も始まりました。

「郷土の恵みの森づくり事業」以外においても、「あきる野市森林整備計画」に基づき、森林再生事業、森林循環促進事業等を活用し、林業の振興や森林の保全と活用のための森林整備を継続しています。平成 28 年度における整備面積は、間伐 42.72ha、枝打ち 18.07ha、伐採 10.55ha となりました。

森づくり事業概要（平成 28 年度）

事業名	事業数	実施団体
昔道・尾根道補修等事業	10 事業	7 町内会・自治会等
景観整備事業	14 事業	11 自治会等



<サポートレンジャーによる森づくりの様子>



<菅生地区での森づくりの様子>

2) 魅力あふれる川づくりに関する取組

清流として知られる秋川は、優れた景観を有するだけでなく、釣りやバーベキュー、川遊びなどの場として市民や観光客に親しまれ、本市を代表する河川の一つです。その一方で、河川環境の劣化や魚類の減少を懸念する声も聞かれることから、東京都の「秋川流域河川整備計画」に沿い、東京都や秋川漁業協同組合と連携して、河川環境の維持・向上を図るとともに、稚魚の放流等の施策により、江戸前アユをはじめとする魚類の生息数や生息環境の回復を進め、更なる魅力向上を図っています。

平成 28 年度は、秋川にある堰の魚道で、水量・砂利・流木等の点検を行いました。また、秋川漁業協同組合と連携し、アユの稚魚の秋川への放流を行ったほか、「秋川アユ」のブランド化に向け準備を始めました。

さらに、河川区域の工事等の際には、実施主体である東京都と工事区域における希少種の生息・生育情報を共有し、必要な対策を講じることで、河川環境の維持・向上に取り組みました。



<秋川の川べりの様子>

自－4 生物多様性の活用

1) 地産地消及び地域のブランド化の推進

地域から産出される農畜産物や木材等をその地域で消費する「地産地消」は、身近な生物多様性の恵みを感じられるだけでなく、生物多様性の普及啓発や輸送に係るエネルギーの削減への貢献など、様々な効果が期待されます。このため、本市においても、農業振興や林業振興の取組の一つとして、地域から産出される農作物や木材の利用を積極的に進め、地産地消に取り組んでいます。

平成 28 年度は、農作物の地産地消の一環として、秋川ファーマーズセンターと協力し、学校給食に人参、玉ねぎ、長ネギなどの地場産農産物を継続して供給しました。また、木材については、「あきる野市公共建築物等における多摩産材利用促進に関する方針」に基づき、公立阿伎留医療センター敷地内における病児・病後児保育室整備工事に地元産材の使用を計画したほか、子育て支援拠点整備工事、秋川ふれあいセンター授乳室設置工事に地元産材を使用しました。

あきる野商工会では、地元の良質な食品等を地域ブランドである「秋川渓谷物語」に認定し、地場産業の振興と発展に寄与しています。平成 28 年 11 月には、新たに 6 品が認定され、品物の充実が図られています。市では、こうした取組を支援するため、平成 28 年度に締結した株式会社セブン-イレブン・ジャパンとの地域活性化包括連携協定により、市内に 11 か所あるセブン-イレブンの店舗において、「秋川渓谷物語」ブランドの認証を受けた商品の販売を開始してもらい、地産地消の促進と土産物需要の拡充を図りました。

また、観光イベントにて、本市のイメージキャラクターである「森っこサンちゃん」のステッカーや、「秋川渓谷」ロゴを活用した製品を配布するなど、「秋川渓谷」としての地域ブランド化を更に進めました。



<PR 等イベントの様子>



<「森っこサンちゃん」のイラスト>



<「秋川渓谷」ロゴ>

2) 生物多様性を活かした観光振興

秋川流域の大地は、古生代から新生代にかけての多くの地層がまとまって分布する全国でも有数の地域です。このような貴重な大地を活用して、観光や商業などによる地域の活性化を目指すため、秋川流域の3市町村（あきる野市、日の出町、檜原村）が連携して「秋川流域ジオパーク推進会議」を設置し、ジオ資源を活かした地域活性化に取り組んでいます。平成28年度は、秋川渓谷戸倉体験研修センター（戸倉しろやまテラス）3階に秋川流域ジオ情報室を開室し、広く一般の方々に向けて秋川流域のジオ資源の魅力を発信する取組も開始しました。

観光拠点である同施設では、生物多様性を活かした体験研修等を行っており、平成28年度は農業体験（じゃがいも、サツマイモ、のらぼう菜収穫）に9団体188人、自然体験（城山登山、金剛の滝ハイキング）に3団体44人が参加しました。

本市にとって自慢となる、未来の子どもたちに残したい「おらがまちの自慢の場所」として選定した「あきる野百景」については、時間経過とともに環境が変化することを考慮して、写真の変更や解説文の見直しを行いました。また、あきる野百景を含めた観光スポット等のマップを作成・更新し、公共施設や観光施設に設置・配布しているほか、イベント等で配布しています。

さらなる観光振興を図るため、様々な観光ルートから、①増戸ルート、②五日市ルート、③金比羅山ルート、④深沢ルート、⑤戸倉・乙津ルート、⑥養沢ルートを選出し、重点的にプロモーションや整備を実施することとしました。



<観光パンフレット「秋川渓谷」>



<あきりゅうジオの会によるジオツアーの様子>



<自然体験の様子>

2 生活環境分野

生－1 公害対策の推進

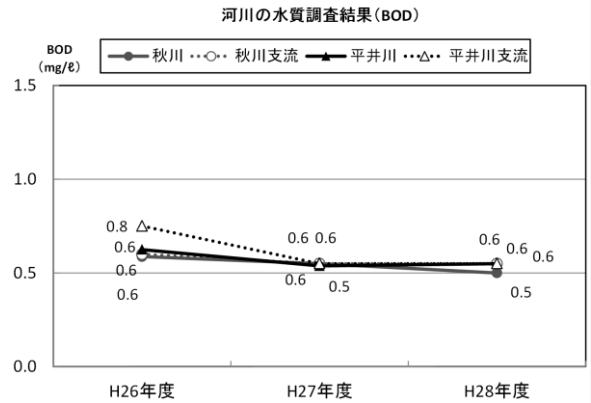
1) 河川の水質（調査結果の詳細は資料編 145 頁～148 頁に掲載）

良好な生活環境を維持するため、市内の河川やその支流 18 か所で、年 4 回の水質調査を実施しています。

水質汚濁の指標となるBOD(*)をみると、秋川や秋川支流、平井川は良好な水質を維持しています。平井川支流もわずかに値は高いものの良好な水質を維持しています。いずれの河川等も平成 28 年度は環境基準を達成しています。

また、多摩川と関連河川の水質の向上を目的として、多摩川流域の関係自治体が同一日に実施する河川の水質調査に参加しています。秋川、平井川と多摩川が合流する地点で、年 2 回調査を行い、おおむね良好な水質が維持されているという結果を得ています。

* BOD（生物化学的酸素要求量）：水中の汚物を分解するために微生物が必要とする酸素の量。この値が大きいほど水質汚濁が著しいといえる。



※ データは、各河川の複数地点で年間 4 回（5・8・10・2 月）実施している測定結果の平均値である。

類型	河川名	環境基準
河川 AA 類型	秋川	1mg/l 以下
河川 A 類型	平井川	2mg/l 以下

生活環境の保全に関する環境基準（河川）
（平成 29 年 3 月 31 日時点）

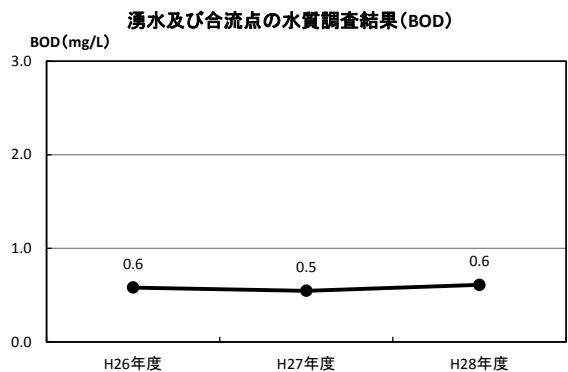
2) 湧水及び合流点の水質調査（調査結果の詳細は資料編 149 頁に掲載）

本市は、河川沿いの崖線や秋留台地の縁部から湧水が流出しており、良好な自然環境を形成する大きな要素の一つとなっています。

市では、「あきる野市清流保全条例」に基づき、年 1 回、湧水 17 か所、河川との合流点 19 か所で水質調査を実施しています。

湧水の水質には、環境基準が設定されていないため、参考として、1) に示す生活環境の保全に関する環境基準（河川 AA 類型・河川 A 類型）と比較すると、過去 3 年間の調査結果は、いずれの基準も満たしており、良好な水質が維持されていると考えられます。

今後も引き続き良好な水質が維持されるよう監視を続けていきます。



※ データは、各地点で実施している測定結果の平均値である。

3) 地下水汚染調査（調査結果の詳細は資料編 150 頁に掲載）

地下水は、身近な資源として利用されるだけでなく、環境を形成する上でも重要な要素の一つとなっています。

市では、市街地をおおむね 2 キロメートル四方に区切り、そのうちの 7 か所（工場、事業所、住宅地近辺）の井戸水を採取し調査を実施しています。

全ての地点で環境基準を達成しており、良好な水質が維持されています。なお、調査項目と環境基準は、右表に示すとおりです。

地下水の水質汚濁に係る環境基準

調査項目	環境基準
トリクロロエチレン	0.01mg/ℓ 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ 以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	1mg/ℓ 以下

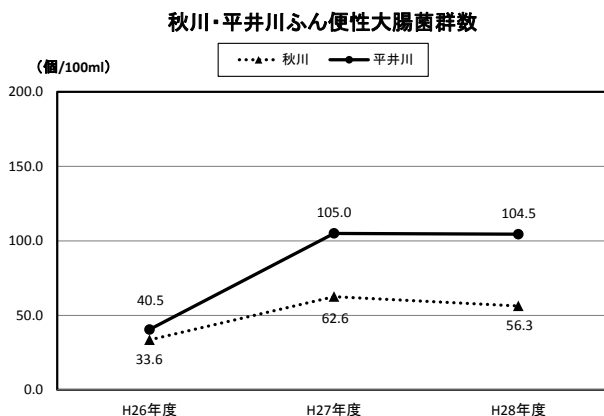
4) 秋川・平井川水生生物調査

カゲロウ、サワガニなどの河川に生息する水生生物は、水質汚濁などの影響を受けやすいことから、秋川 4 か所、平井川 2 か所の計 6 か所において、年 2 回、生息する水生生物を指標として水質を判定する調査を実施しています。

5) 秋川・平井川ふん便性大腸菌群数調査（調査結果の詳細は資料編 150 頁に掲載）

秋川、平井川の親水性の高さに着目し、環境省が示す水浴場水質判定基準に沿って、秋川 9 か所、平井川 2 か所の計 11 か所において、年 1 回、ふん便性大腸菌群数の測定をしています。

過去 3 年間の測定結果では、平成 26 年度に最も低い値となり、その後値は上がっていますが、秋川、平井川ともに水浴に不適な地点はありませんでした。



水浴場水質判定基準（環境省）

区分		ふん便性大腸菌群数
適	水質AA	不検出(検出限界 2 個/100ml)
	水質A	100 個/100ml 以下
可	水質B	400 個/100ml 以下
	水質C	1,000 個/100ml 以下
不適		1,000 個/100ml 超過

※データは、各地点で実施している測定結果の平均値である。

6) 工場等排水調査

水質汚濁防止法に基づく特定事業場のうち、一日当たりの排水量が 20 m³/日以上以上の事業場と有害化学物質等を処理して排水している事業場を対象として、年 1 回、排水の調査を実施しています。

7) ゴルフ場水質調査

市内 2 か所のゴルフ場で使用されている農薬（除草剤、殺虫剤、殺菌剤など）が河川に与える影響を確認するため、各ゴルフ場内の調整池において、年 1 回、水質調査を実施しています。

8) 道路沿道調査

市内の道路 4 か所（国道 411 号線、都道 166 号線、五日市街道、睦橋通り）において、道路沿道環境の実態を把握するため、騒音と交通量を調査しています。

調査結果では、要請限度を超過している場所はありませんが、引き続き監視を続け、必要に応じて道路管理者等に騒音低減措置を要請していきます。

平成 28 年度道路沿道調査結果

調査場所	等価騒音レベル(dB)(*1)		要請限度(dB)(*2)			交通量(台/10分)	
	昼間	夜間	区域(*3)	昼間	夜間	昼間	夜間
国道411号線	71	67	b	75	70	167	31
都道166号線	69	64	a	75	70	123	22
五日市街道	67	59	c	75	70	105	11
睦橋通り	70	64	b	75	70	206	40

※ データは、平成 28 年 10 月 31 日～11 月 1 日に実施した市内 4 か所の調査結果である。

- *1 等価騒音レベル：一定時間に測定された多数の騒音データについて、エネルギー量で平均して何 dB の騒音に相当するかを求めたもの。
- *2 要請限度：環境省令で定める自動車騒音又は道路交通振動の限度。区市町村長は、要請限度を超えることにより道路周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときは、東京都公安委員会に対し措置をとることを要請できる。
- *3 区域 [a]：第 1・2 種低層住居専用地域、第 1・2 種中高層住居専用地域をいう。
[b]：第 1・2 種住居地域、準住居地域、用途地域の定めのない地域をいう。
[c]：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域をいう。

9) 大気中ダイオキシン類調査

調査対象としているダイオキシン類は、工業的に製造する物質ではなく、ものの焼却の過程などで自然に生成してしまう物質です。

市では、あきる野市役所、五日市出張所の屋上の 2 か所において、年 1 回、測定を行っています。過去 3 年間の測定結果では、両地点ともダイオキシン類による大気の汚染に係る環境基準を達成しています。

大気中ダイオキシン類調査結果

調査場所	測定結果(pg-TEQ/ m ³ (*))			環境基準
	H26年度	H27年度	H28年度	
あきる野市役所	0.016	0.017	0.016	0.60
五日市出張所	0.016	0.010	0.016	

- * pg (ピコグラム)：1 兆分の 1 グラム
 - * TEQ：毒性の強さを加味したダイオキシン量の単位
- ※平成 28 年 8 月 18 日～8 月 25 日に実施した調査結果である。

10) 二酸化窒素調査 (調査結果の詳細は資料編 151 頁に掲載)

二酸化窒素(NO₂)調査結果

主要道路の交通量増加に伴う自動車の排気ガスの影響を把握するため、年 4 回、市内 22 か所で、二酸化窒素を測定しています。過去 3 年間の測定結果では、二酸化窒素に係る環境基準を達成しています。

測定結果(ppm) (*1)			環境基準 (*2)
H26 年度	H27 年度	H28 年度	
0.014	0.016	0.012	0.06

※ データは、各道路で実施している測定結果の平均値である。

- *1 ppm (ピーピーエム) : 容積比や重量比を表す単位で、濃度や含有率を示す時に用い、100 万分の 1 を 1ppm という。例えば NO₂ が 1ppm とは、空気 1 m³ 中に NO₂ が 1cm³ 含まれる場合である。
- *2 1 時間値の 1 日平均値が 0.04~0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。

11) 一般大気調査 (調査結果の詳細は資料編 152 頁に掲載)

浮遊粉じんは、大気中で気体のように長期間浮遊している粒子です。浮遊粉じんのうち粒径が 10 μm(*1)以下のものを浮遊粒子状物質といます。

市では、市内 15 か所において、浮遊粉じんの全量を測定しています。

浮遊粉じん量については、大気の汚染に係る環境基準が設定されていないため、参考として浮遊粉じんより粒径の小さい浮遊粒子状物質の環境基準と比較したところ、過去 3 年間に於いて全測定箇所の値は、浮遊粒子状物質の環境基準値を下回っていました。

浮遊粉じん調査結果

測定結果(mg/m ³)			(参考) 環境基準 (*2)
H26 年度	H27 年度	H28 年度	
0.0146	0.0274	0.0304	0.10

※ データは、各調査場所で実施している測定結果の平均値である。

- *1 μm (マイクロメートル) : 1 μm は 100 万分の 1mm で、0.001mm である。
- *2 1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m³ 以下であること。

12) 工場等臭気調査

塗装工場のシンナー等の有機溶剤が大気環境に与える影響を把握するため、市内 2 か所において、年 1 回、臭気調査を実施しています。

13) 採石場周辺環境調査

特定の事業所との環境保全協定に基づき、交通量調査を年 2 回 (5 月、11 月)、総浮遊粉じん量調査を年 4 回 (5 月、9 月、11 月、2 月)、浮遊重金属量調査を年 1 回 (2 月)、二酸化窒素調査を年 4 回 (5 月、9 月、11 月、2 月) 実施しています。

14) 事業所関連水質調査

特定の事業所 (3 社) との環境保全協定に基づき、水質関連調査を実施しています。

15) 放射線・放射性物質の測定（調査結果の詳細は資料編 152 頁～174 頁に掲載）

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所事故を受け、市では、公共施設等の空間放射線測定、食品放射性物質検査を実施しています。

空間放射線については、月 1 回、市内 6 施設と山間部の 8 か所を定点として測定しました。（平成 28 年度からは、地上 1m での測定を廃止し、5cm のみの測定をしています。また平成 29 年度からは、年 4 回、市内 6 か所を定点として測定をしています。）

これらの測定ポイントにおいて、「あきる野市空間放射線測定等に関する基準」（平成 23 年 11 月 24 日決定）に示す基準値、毎時 $0.23\mu\text{Sv}$ (*1)（追加被ばく線量(*2)年間 1mSv (*3)）を超える地点はありませんでした。

また、平成 23 年度には、市立小中学校・公園等、市民生活に関わる公共施設等で高い放射線量が予測されるポイント（233 施設 718 地点）で測定を行い、その結果、基準値を超えていて除染を実施した 28 施設 45 地点のうち、25 施設 40 地点（3 施設 5 地点については、定点のため毎月測定を実施）について、経過観察のため再測定を継続しています。

平成 28 年度の公共施設等の測定結果は、11 月～12 月に 23 施設 35 地点で測定しましたが、基準値を超える地点はありませんでした。（2 施設 5 地点については施設が撤去されたため、測定を行っていません。）

農産物等の放射性物質の検査は、原子力安全委員会の検査計画・品目・区域などの考え方に基づき、平成 23 年度から継続して、東京都が実施しています。

また、小中学校や幼稚園・保育園等で使用される食材、秋川と五日市のファーマーズセンター、秋川溪谷瀬音の湯の直売所で販売される農産物などについては、消費者庁から貸与された計測器により、市独自の検査も継続しています。検査の結果、厚生労働省の定める基準値を超えるものはありませんでした。

市は、引き続き、空間放射線量の測定や食品等の放射性物質検査を実施し、市の広報やホームページで公表を行い、市民の皆さんの安全安心のために取り組んでいきます。



＜空間放射線測定の様子＞

*1 μSv （マイクロシーベルト）：人体が直接影響を受ける放射線量を表す単位で、通常 1 時間当たりの線量を示す。

$1\mu\text{Sv}$ は、100 万分の 1Sv である。

*2 追加被ばく線量：自然界や医療行為により被ばくする放射線を除いた被ばく線量をいう。

*3 mSv （ミリシーベルト）： 1mSv は、1000 分の 1Sv である。

生－2 資源循環型社会の構築

1) ごみ排出量

平成 28 年度のごみ総排出量は 23,479 t で、前年度より約 344 t 減少 (-1.4%) しました。このうち、可燃ごみについては、18,071 t が排出されており、前年度より約 394 t 減少 (-2.1%) しました。

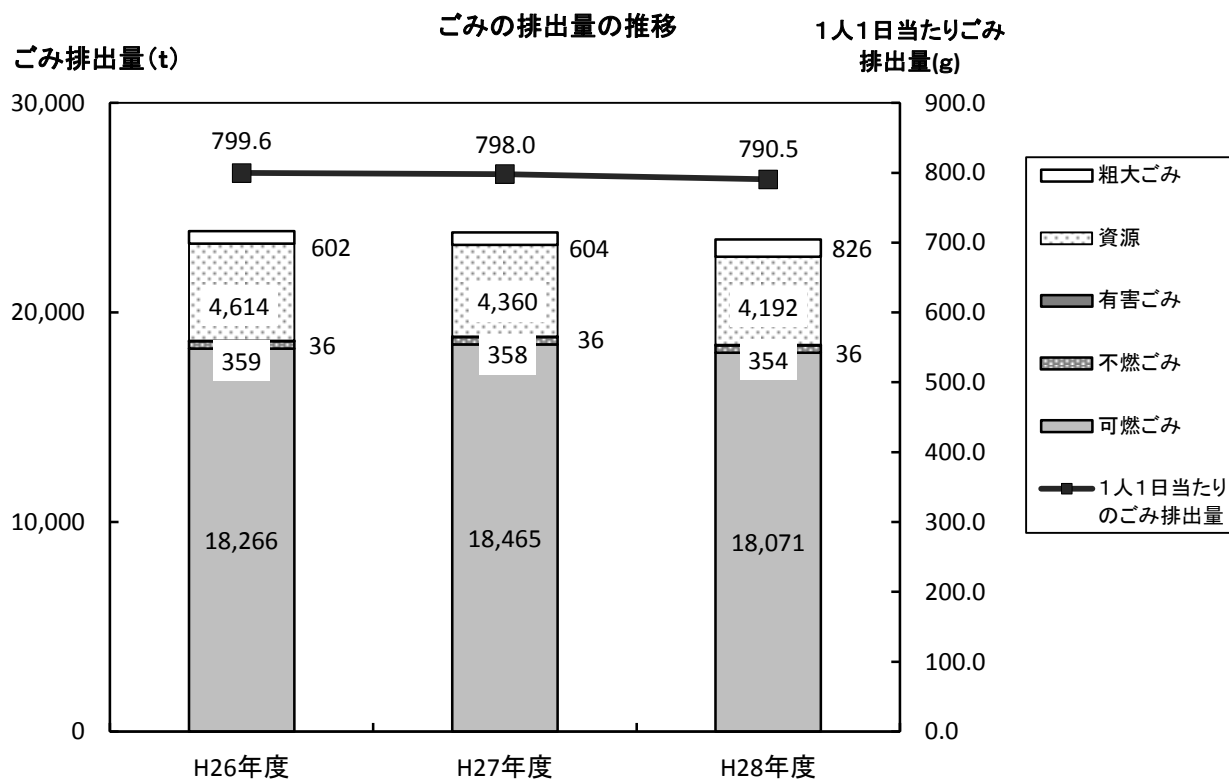
平成 28 年度の 1 人 1 日当たりのごみ排出量は 790.5 g であり、全国の 939 g (平成 27 年度) (*1)よりは少ないものの、都内 30 市町村 (多摩地域) のうち排出量の多い順から 6 番目 (昨年度 5 番目) に位置し、多摩地域の平均排出量である 696.7 g (*2)を 93.8 g 程上回っています。

総ごみ排出量の約 8 割を占める可燃ごみが前年度より減少したことや、不燃ごみ、資源の収集量も減少傾向にあることから、平成 28 年度のごみ排出量及び一人当たりごみ排出量が減少しました。

今後も、ごみの減量に向け、簡易包装の商品を選ぶ、ものは長く大切に使う、生ごみは捨てる前に水分をひと搾りする、資源化できるものは資源として出すなど、生活の中で一人ひとりがごみを出さないようにすることが重要です。

*1：資料「一般廃棄物処理事業実態調査 平成 27 年度 (環境省)」

*2：資料「多摩地域ごみ実態調査 平成 28 年度統計」(公益財団法人 東京市町村自治調査会)



2) 3Rの推進

市では、持続的発展が可能な社会を目指し、市民や事業者との協働のもと、ごみの減量化や資源化を進め、資源循環型社会の構築を目指しています。

そのために、「あきる野市廃棄物減量等推進員」（あきる野ごみ会議）の活動などを通じて、Reduce（リデュース、発生抑制）、Reuse（リユース、再利用）、Recycle（リサイクル、再生利用）の3Rの取組を推進しています。ごみ減量やリサイクル意識の啓発のため、ごみ会議の運営やごみ情報誌「へらすぞう」の発行、リサイクルフェアの開催などに取り組んでいます。

平成 28 年度においても、ごみ会議の運営や「へらすぞう」の発行を継続しました。また、リサイクルフェアを年 2 回開催し、入場者は延べ約 17,000 人に上りました。リサイクルフェアでは、廃食油石けんを配布したほか、グリーン購入等の周知を図りました。この他に、フリーマーケット、リサイクル品（家具等）再利用コーナーの運営、生ごみ堆肥化講習会なども実施しました。

さらに、生ごみ堆肥化の普及のため、生ごみ堆肥化容器購入費の補助、EM 菌生ごみ処理容器の貸与などに取り組みました。



<生ごみ堆肥化講習会の様子>



<ごみ情報誌「へらすぞう」>

3) 資源循環型社会に向けたシステムづくり

ごみの分別の徹底や減量・資源化の推進、意識の向上を図るため、リサイクル意識の高揚と地域コミュニケーションの活性化、環境教育の一環として、資源集団回収を行っています。資源集団回収団体の数は年々増加しており、平成 28 年度の資源集団回収団体は 119 団体、集団回収実績は 879 回に上りました。資源集団回収団体の更なる増加を促進するため、市では奨励金を交付しています。

また、資源回収の充実を図るため、金属・ビン類、紙類、布類、ペットボトルに加え、新たに白色トレイの資源化に取り組んでいます。平成 28 年度の白色トレイの資源化・戸別回収量は、2 t となりました。さらに、ペットボトルの戸別回収量は 141 t となりました。

生一3 緑あふれる快適なまちづくりの推進

1) 市街地における緑の保全・創出

本市には、山林や農地以外でも、公園や住宅地などの市街地に、多くの緑が存在しています。これらの緑は、生態系保全の役割を果たすとともに、人々の暮らしにも潤いをもたらしてくれます。このため、市街地における緑の保全や創出を継続しています。

リサイクルフェアにおいて、ゴーヤの苗の配布等を通じ、グリーンカーテンの普及拡大を図っているほか、農地・緑地の多面的機能について情報収集を行っています。

また、市では、「工場立地法」や「あきる野市ふるさとの緑地保全条例」に基づき、大規模工場を設置する場合や、一定規模以上の事業区域において建築物等を建築する場合、宅地造成をする場合の緑化基準を定めており、工場を設置する事業者等に、緑化計画書の提出等を求めています。平成 28 年度は、大規模工場の設置等に伴い、29 件の届出がありました。

2) 清潔で快適なまちづくり

誰もが愛着を持てる清潔なまちづくりに向け、市民との連携のもと、思わず歩きたくなるような魅力的な街並みの形成を進めています。

町内会・自治会、秋川漁業協同組合、PTA 等の協力のもと、市内各地の道路や河川等の一斉清掃を実施しています。平成 28 年度は 2 回実施し、参加者は延べ 30,821 人、ごみの総収集量は 50.63 t となりました。また、ボランティア袋を配布し、市民や事業者が自発的に行う市内の美化活動を支援しました。

市街地において、安全な歩行空間の確保や美観風致の維持を図るため、平成 17 年 2 月から「違反広告物撤去協力員制度」を設け、市民の皆さんと市との協働のもと、道路、水路、公園などに違法に設置された立看板や広告物などの撤去を進めています。平成 29 年 3 月現在で、同協力員には 107 人が登録しており、平成 28 年度は違反広告物 690 枚を撤去しました。

農地、道路、山林などへのごみの不法投棄を未然に防ぐため、不法投棄のパトロールや取り締まり、防止看板の設置などを継続・強化しています。平成 28 年度では、週 2 回（年間 101 日間）2 人 1 組で市内をパトロールし、不法投棄ごみの回収作業を行った結果、回収件数は 992 件となり、13.01 t のごみを回収・処理することができました。なお、このうち 34 件については、リサイクル処理を行いました。



<不法投棄防止看板>

3 エネルギー環境分野

エネー1 省エネの推進

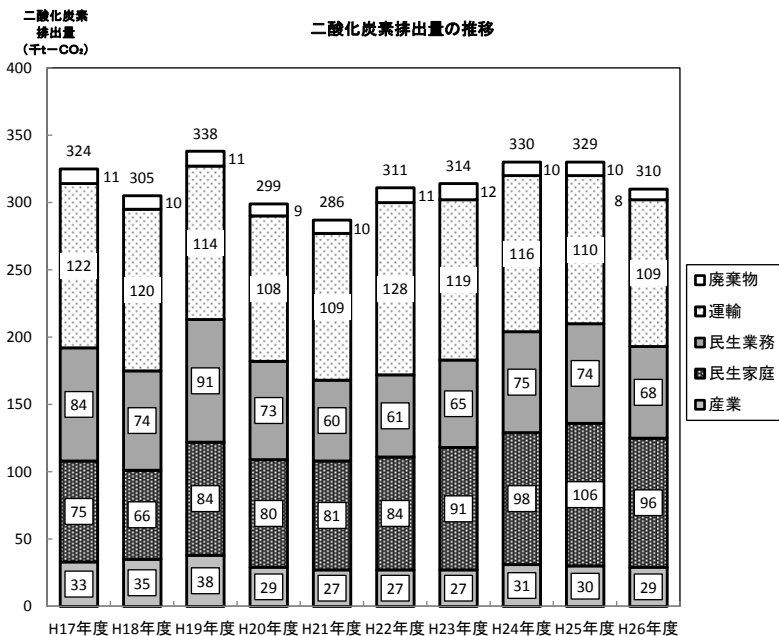
1) あきる野市の温室効果ガス排出量

地球温暖化とは、大気中の二酸化炭素(CO₂)などの熱を吸収する性質のある「温室効果ガス」が、人間の経済活動などに伴って増加し、地球全体の気温が上昇する現象のことです。地球温暖化の進行により、異常気象や生態系、農業への影響などが懸念されています。

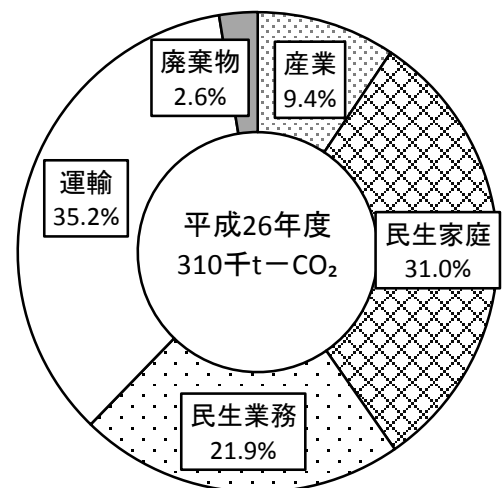
あきる野市の温室効果ガス排出量は、環境基本計画策定時(平成17年度)の33万3千tCO₂(二酸化炭素換算*1)から平成19年度に一旦増加し、平成20年度、平成21年度と減少しました。その後、平成22年度から平成25年度までは増加傾向でしたが、平成26年度は32万9千tCO₂に減少しました。

また、温室効果ガス排出量の94%を占める二酸化炭素については、平成17年度の約32万4千tCO₂から、平成26年度には約31万tCO₂へ減少しています。平成26年度の二酸化炭素の排出内訳は、運輸部門が35.2%と最も多く、次いで民生家庭部門、民生業務部門となっています。

*1 二酸化炭素換算：国や地方公共団体、事業所などで温室効果ガス排出量の算定を行う場合、二酸化炭素以外の5つの温室効果ガスを二酸化炭素に換算することが多く、本市の温室効果ガス排出量も二酸化炭素に換算している。二酸化炭素以外の5つの温室効果ガスは、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類、六フッ化硫黄である。



平成26年度の部門別二酸化炭素排出量の内訳



※資料：「多摩地域の温室効果ガス排出量(1990年度～2014年度)」

(オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」)

2) 市の事務事業における取組

平成 13 年度から「あきる野市地球温暖化防止対策実行計画」に基づき、市の公共施設等を対象とする地球温暖化対策の取組を始めており、第一次計画、第二次計画を経て、平成 25 年度から第三次計画に取り組んでいます。

本計画では、第二次計画の期間中に指定管理者制度等に移行した施設（11 施設）を算定対象から除外するとともに、市が管理を行っている「ふるさと工房五日市」と節電対策の一つとして注目が集まっている「街路灯・防犯灯」を算定対象に加えています。

■ あきる野市第三次地球温暖化防止対策実行計画

計画期間：平成 25 年度～平成 32 年度（8 年間）

基準排出量：4,935 t CO₂

※ 平成 24 年度の排出量（4,846 t CO₂）に単純見通し（小中学校におけるガスヒートポンプの導入など（+89 t CO₂））を加えた値

計画目標：平成 32 年度における温室効果ガス排出量を 4,480 t CO₂ 以下とする。

※ 東日本大震災以降、電力の排出係数の上昇により増加した分を削減し、震災前の水準以下とすることを目的に、平成 22 年度の温室効果ガス排出量を基準に算定した。

算定方法：当該年度の排出係数（変動値）を用いて算定する。

※ 取組の成果を把握するため、基準年度（平成 24 年度）と同様の排出係数を用いた算定も行う。

取組内容：本計画における重点的な取組

- 街路灯・防犯灯における地球温暖化対策の推進
- （公用車の）燃料使用量の削減による地球温暖化対策の推進
- 緑の活用による地球温暖化対策の推進
- 地球温暖化対策の発信と周知の推進

温室効果ガス排出量の推移

	年 度	H26	H27	H28	目標値 (H32)
第三次計画	総排出量	3,702	3,421	4,019	4,480 以下
	(t CO ₂)	3,755	3,663	3,877	

※排出量の上段は、当該年度の排出係数（変動値）を用いて算定した排出量であり、下段は、基準年度（平成 24 年度）と同様の排出係数を用いて算定した参考値である。

※平成 28 年度の値は、集計の速報値であるため、最終的な「温室効果ガス排出量等集計結果報告書」の値と異なる場合がある。

排出量の推移に示すとおり、平成 28 年度の温室効果ガス排出量は、目標値を大きく下回りました。主な要因としては、街路灯・防犯灯に引き続き、公園灯への LED 照明の導入も始めたことにより、電力使用量が大幅に削減されたことなどが推察されます。今後も、省エネルギーに配慮した取組を進め、更なる温室効果ガスの排出量の削減を目指していきます。また、市独自の環境マネジメントシステムである「あきる野エコ活動」により、職員の環境活動を推進しています。

3) 市民・事業者における省エネ活動の促進

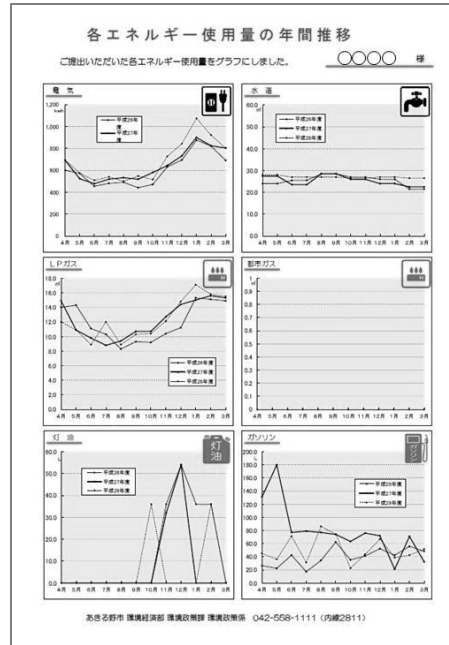
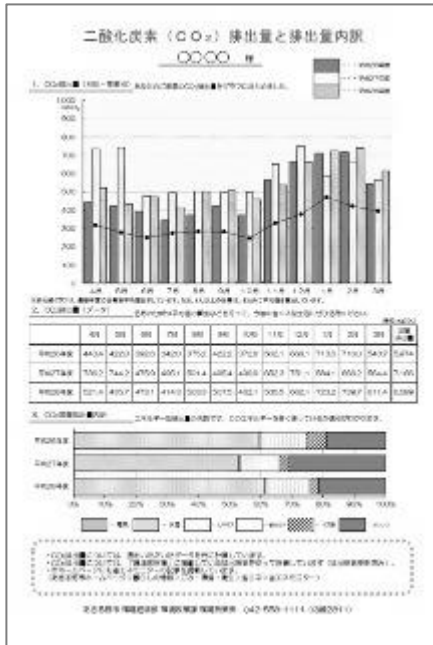
家庭や事業所における省エネを促進するため、省エネにつながる取組や取組による効果、省エネを進めるための支援制度などの情報収集や周知を図っています。

家庭における省エネの推進に向け、「省エネ型生活 10 か条」と各家庭で月々のエネルギー使用量からどの程度の温室効果ガス（二酸化炭素）が排出されているかを記録する「環境家計簿」の普及を図っています。「省エネ型生活 10 か条」と「環境家計簿」は、平成 27 年度に更新し、町内会・自治会のご協力のもと、各家庭に配布しました。平成 28 年度は、新エネルギー機器・省エネルギー機器設置費補助金の交付事業を通じて、新たに 35 人の方に環境家計簿を配布しました。

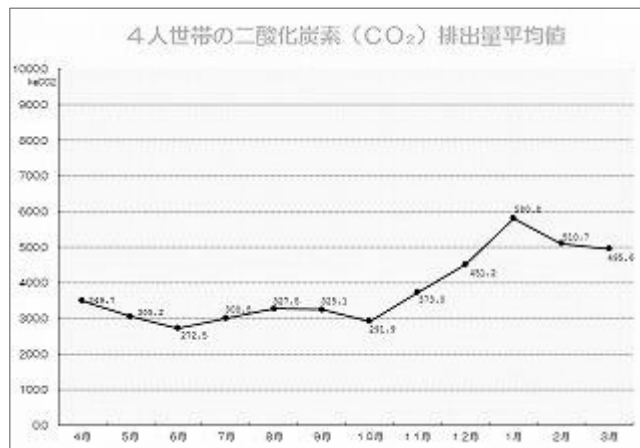
また、毎月のエネルギー使用量などを報告し、省エネ型生活に取り組む「省エネモニター」の募集を行っています。モニターから提出されたデータは、家庭ごとにグラフ化し、各モニターにフィードバックするとともに、CO₂排出量の平均値を市のホームページで紹介しています。平成 29 年 3 月 31 日現在の省エネモニター登録者数は、131 人となりました。



<あきる野市環境家計簿>



<省エネモニターへのフィードバック (抜粋) >



<省エネモニター結果 (抜粋) (市ホームページより) >

4) 再生可能エネルギー・省エネルギー設備等の導入

太陽光発電システムなどの再生可能エネルギー設備・機器や高効率給湯器などの省エネルギー設備・機器の導入の促進のため、賃貸住宅を除く住宅に新エネルギー・省エネルギー機器を設置する場合に、「あきる野市新エネルギー・省エネルギー機器設置費補助金」を交付し、設置費の一部を補助しています。補助対象機器は、太陽光発電システム、太陽熱利用システム、エコキュート（CO₂冷媒ヒートポンプ給湯器）、エコジョーズ（潜熱回収型給湯器）、エコウィル（ガス発電給湯器）、エネファーム（燃料電池）の6種類です。

平成 28 年度における補助件数は 33 件となり、補助金申込者に対して、東京都が実施する住宅の省エネ改修の補助制度等についての情報提供も行いました。

また、市においても新エネルギー・省エネルギー機器の導入を進めており、平成 28 年度は、新設する街路灯 52 基に LED 照明を採用し、LED 照明を用いた街路灯・防犯灯は合計 7,896 基になりました。その他にも、公立阿伎留医療センター敷地内における病児・病後児保育室や子育て支援拠点の整備工事に際し、太陽光発電設備や蓄電設備、高効率型の空調設備、ヒートポンプ式床暖房設備、LED 照明器具の導入を計画しました。

エネー2 移動手段における地球温暖化対策の推進

1) エコドライブ等の推進

本市の温室効果ガス排出量の内訳を見ると、運輸部門からの排出量が最大となっています。この背景には、本市では自動車の利用頻度が高く、燃料使用量が多いことなどが推察されます。

燃料使用量の節減につながるエコドライブの推進のため、「わたしのエコドライブ宣言」をしていただいた方に、「エコドライブマグネットステッカー」を配布しています。平成 28 年度は、マグネットステッカーを新たに 14 枚配布し、配布したマグネットステッカー枚数は累計 464 枚となりました。

また、夏季の省エネ対策の一つとして、エコドライブの奨励を含めたチラシを作成し、町内会・自治会のご協力のもと、各家庭に回覧しました。

市においても、エコドライブを推進しています。平成 28 年度は、6 月の環境月間と 11 月のエコドライブ推進月間に、各部署にエコドライブの推進を呼びかけるとともに、エコドライブ推進マニュアルを配布し、エコドライブの効果等について周知を図りました。また、公用車への低公害車の導入など、燃料使用量の節減に向けた取組を進めています。



＜「森っこサンちゃん」エコドライブマグネットステッカー＞

エネー3 資源循環型社会の構築【再掲】

「生-2 資源循環型社会の構築」（15 頁）を参照してください。

エネー4 緑の活用

1) ゴーヤの苗等の市民配布

平成 28 年 5 月 14 日（土）に開催されたりサイクルフェアの会場内において、あきる野市環境委員会と共同で、グリーンカーテンの実施につながるゴーヤの苗・種、アサガオの種を配布しました。

- ・ ゴーヤの苗 900 ポット（1 人 3 ポット、300 人）
- ・ ゴーヤの種 100 袋（1 人 1 袋、1 袋 12 粒入）
- ・ アサガオの種 260 袋（1 人 1 袋、約 15 粒入）



<ゴーヤの苗配布の様子>



<ゴーヤの種配布の様子>

2) グリーンカーテンコンテスト

ゴーヤやアサガオなどのつる性植物を育てて作る「グリーンカーテン」は、窓からの日射を防ぎ、室内の温度上昇を抑えることで、エアコンの使用抑制に貢献します。このため、植物の成長を楽しみながらできる夏の節電対策として、家庭や事業所、市の施設においても取組が進められています。市では、地球温暖化対策の推進と省エネルギーの意識啓発を図るため、グリーンカーテンのコンテストを実施し、優れた取組を広く周知しています。

優秀な取組については、平成 28 年 11 月 13 日（日）にあきる野市産業祭の会場で表彰を行いました。

■ 参加対象

その年の春以降、新たにつる性植物の種や苗を植え、住宅や施設などの建物にグリーンカーテンを設置した方（個人・団体）

■ 参加者

- ・ 住宅部門（個人） 9 件
- ・ 団体部門 3 件

■ 審査

あきる野市環境委員会から選出された審査員 6 人により、提出書類のほか、内容と現地の状況を確認し、景観や設置効果、独自の工夫、取組過程などについて採点を行い、その結果を参考に、環境委員会において審査を行いました。

・住宅部門（個人）

最優秀賞（1 件）



優秀賞（2 件）



新人賞（1 件）



特別賞（1 件）



• 団体部門

最優秀賞（1件）



優秀賞（1件）



特別賞（1件）



3) グリーンカーテンの写真募集

グリーンカーテンの取組をより普及させるため、市内における「グリーンカーテン」と「グリーンカーテンに取り組む様子」の写真を募集し、市ホームページや産業祭などで紹介しました。



<市民から寄せられたグリーンカーテンの取組の様子>



<市民から寄せられたグリーンカーテンの取組の様子>

4 人の活動分野

人-1 情報の共有

1) 一斉清掃

町内会・自治会、秋川漁業協同組合、PTA等の協力により、春、秋の年2回、市内各地の道路や河川などの一斉清掃を実施しています。

あきる野市一斉清掃概要

	平成28年春	平成28年秋
参加人数(人)	16,232	14,589
回収量(t)	23.79	26.84



<一斉清掃の様子>

2) リサイクルフェア

資源循環型社会の構築に向け、ごみ減量化・資源化をはじめとする環境問題について、市民の皆さんの意識の啓発を図るため、春、秋の年2回、リサイクルフェアを実施しています。

あきる野市リサイクルフェア概要

	第42回	第43回
実施日	平成28年5月14日(土)	平成28年11月12日(土)
会場	都立秋留台公園	都立秋留台公園
参加者数(人)	2,000(推定)	15,000(推定)

■ 主な催事

- ・フリーマーケット
- ・リサイクル品(家具等)再利用コーナー
- ・修理屋さんコーナー(おもちゃ修理、包丁研ぎ)
- ・資源集団回収団体表彰(優良3団体)
- ・ごみ会議コーナー
(生ごみ堆肥化講習会、ごみ減量化の啓発)
- ・環境問題啓発用絵画(図画)・ポスター展示コーナー
- ・環境コーナー 廃食油石けんの無料配布 など



<リサイクルフェアの様子>

3) 産業祭「エココーナー」

市民の皆さんの環境に対する関心を高めてもらうため、平成 28 年 11 月 12 日（土）、13 日（日）に開催された産業祭の会場内に「エココーナー」を設けました。

エココーナーでは、「環境展」としてグリーンカーテンコンテストの受賞者等の展示を行い、次年度に向けた取組の啓発を行うとともに、グリーンカーテンに一番多く使われていたゴーヤを使い、ゴーヤ入りドーナツの試食を提供しました。

また、市が取り組んでいる外来種対策を更に推進するため、外来種の分布状況を把握するためのアンケートの実施やはく製を展示したほか、森林レンジャーあきる野が調査を進めている市内の動植物や滝・沢、巨木などの地域資源の写真展示も行いました。

平成 28 年度の産業祭の来場者数は、2 日間で延べ約 54,000 人となりました。



<産業祭「環境展」の様子>

人－2 人材の育成

1) 小さな子どものおさんぽ会

小さな子どもたちに、本市の恵まれた自然とじっくり向き合う機会を提供し、本市の自然環境の担い手となる人材を育成するため、環境委員会の下部組織である「森のようちえん部会」の主催により、未就学児とその保護者を対象とした「小さな子どものおさんぽ会」を実施しています。

平成 28 年度は、横沢入、弁天山などを実施場所とし、8 回実施したほか、小峰ビジターセンターと連携し、これまでの参加者を対象とした「小さな子どものおさんぽ会」(特別企画)を 2 回実施しました。参加者数は計 229 人(通常回：182 人、特別企画：47 人)となりました。



<おさんぽ会の様子>

2) 小中学校における環境教育等の推進

市内小中学校では、環境月間(毎年 6 月)において、各学校の実態に応じた環境教育(エコキャップ運動、太陽光発電設備の教材化、地域の水田や畑を活用した体験学習)を実施しています。

また、食育の推進を図るため、平成 24 年度から食育授業を実施するとともに、各校の食育リーダーを集めた食育リーダー連絡会を年 3 回開催し、情報交換等を通じて、食に関する指導の充実を図りました。さらに、夏休み料理教室を秋川第一学校給食センター調理場で開催し、小学校 4~6 年生の児童、中学校の生徒、児童・生徒の保護者に参加していただきました。

平成 24 年 9 月 1 日に開校した「小宮ふるさと自然体験学校」では、子どもたちを中心に、自然とのふれあいや環境学習の場を提供することにより、心豊かな人間性を育むとともに、地域の活性化を図るための自然体験活動の拠点として、市内外の学校や団体の自然体験事業などを実施しています。平成 28 年度は、全小学校において森林や環境について興味・関心を深める学習を実施しました。

小宮ふるさと自然体験学校利用状況(平成 28 年度)

利用形態	回数	利用人数
自然体験事業等	136 回	2,774 人
その他イベント等	183 回	2,624 人



<体験活動の様子>

3) 森の子レンジャー

次世代の森の守り人となる人材を育成するため、森林レンジャーあきる野と一緒に学び、森づくりを行う「森の子レンジャー」を組織し、1年を通して活動しています。この活動では、「あきる野の自然と文化を守り引き継いでいく自然愛や郷土愛を持った人材が育つ」ことを目指しています。

平成28年度は、5月15日に始動式を行い、自然をより深く学ぶ活動として、子どもたちの研究心を要に、人と自然が共に暮らせることを目的とした活動を8回実施しました。また、森の子レンジャー有志やOBによる同窓会の活動も3回実施しました。

奥山の堅果類の実りが悪いと野生動物が人里まで降りてきてしまうことから、森の子レンジャーの活動において、堅果類の豊凶調査を実施したほか、野生動物を誘引しないための注意喚起のポスターを作成し、小宮地区の各自治会の掲示板に掲示をしました。また、水生生物や小型野生動物が利用できるよう、ビオトープ作りにも取り組みました。



<レンジャーから動物の説明を受けるレンジャー>

4) 港区環境交流事業

あきる野市と港区は、互いに異なる環境を有していることから、地球温暖化対策の一環として、戸倉地区の刈寄地域に「みなと区民の森」を設けるなどの交流を図っています。その一環として、海に面した自然を有する港区と、山や川などの自然を有するあきる野市のそれぞれの特性を活かし、平成18年度から子どもたちの交流事業を実施しています。

平成28年度は、8月3日(水)に小学3・4年生21人(あきる野市10人・港区11人)が参加し、小宮ふるさと自然体験学校と周辺河川にて、「川遊びと夏野菜でカレー作り」を行いました。川遊びやあきる野市の地場産野菜を用いた調理体験を通じ、当市の豊かな自然環境について理解を深めることができました。



<カレー作りの様子>



<川遊びの様子>

5) 市民参加と後継者等の育成

平成 21 年度から実施している自然環境調査の一環として、市民の方に、より自然を知ってもらい、より自然に親しんでもらうため、市民が参加できる体験型イベントを実施しています。

平成 28 年度は、「あきる野市自然環境調査部会動物班」の主催により、平井川の水生生物調査を行いました。この調査を通じ、参加者の皆さんに、本市の河川には様々な生物が生息していることや外来種が入り込んでいること等をお知らせすることができました。

また、「あきる野市環境委員会」と連携し、あきる野市産業祭に環境展を出展し、はく製（タヌキ、アライグマ、ハクビシン）を直接比べられるようにする、背景に生息・生育場所を展示するなど、展示の仕方を工夫することで、在来種と外来種の違い等を学んでいただきました。

人材育成の一環として、環境保全につながる取組を担う後継者等を育成するため、「森林サポートレンジャーあきる野」の取組を継続したほか、農業後継者の育成支援として新規就農希望者 2 人に研修を実施しました。また、市とともに有害鳥獣対策や外来種対策に取り組む「あきる野の農と生態系を守り隊」の隊員 45 人に対し、技能講習や免許更新等を支援する事業を継続しました。

自然環境調査におけるイベントの概要

	水生生物調査
実施日	平成 28 年 8 月 14 日(日)
参加人数	35 人
主 催	自然環境調査部会 動物班



<水生生物調査の様子>



<採集した生き物の観察の様子>

人－3 協働体制の構築

1) 環境委員会

「あきる野市環境委員会」は、環境基本計画の望ましい環境像である「歩きたくなるまち 住みたくなるまち あきる野」の達成を目指す、市民・事業者・市の協働組織であり、市民 14 人（公募 6 人、地区の代表 6 人、団体 2 人）、事業者 4 人、市職員 2 人の計 20 人で構成しています。

環境基本計画の施策の進捗状況の点検評価を行うとともに、市民・事業者・市の協働による取組を企画し、推進しています。

平成 28 年度は、計 6 回の会議を開催しました。また、環境に関する活動などを学ぶため、『「知る」活動』を行っています。啓発活動としては、グリーンカーテン普及のため、5 月に開催されたりサイクルフェアでのゴーヤの苗と種やアサガオの種の配布、グリーンカーテンコンテストの審査、産業祭での「環境展」出展などの啓発活動を行いました。



<会議の様子>



<「知る」活動（地球温暖化に関する環境学習会）の様子>

開催日		内容	
第三期	平成 28 年 4 月 27 日	第 17 回 会議	1 平成 27 年度実績及び平成 28 年度活動スケジュールについて 2 平成 28 年度施策進捗状況調査について 3 第 5 回グリーンカーテンコンテストについて 4 リサイクルフェアにおけるゴーヤの苗・種の配布について 5 今後の「知る」活動について
	5 月 14 日	啓発 活動	リサイクルフェア（環境啓発コーナー）参加 1 グリーンカーテン用植物の苗・種の配布 2 グリーンカーテン啓発チラシ等の配布 3 緑の募金の呼びかけ
	6 月 1 日	「知る」 活動	檜原地区における花粉対策事業の見学
	6 月 20 日	第 18 回 会議	1 グリーンカーテンコンテスト及び写真募集について 2 環境基本計画施策進捗状況の点検について
	8 月 8 日 9 日	啓発 活動	グリーンカーテン啓発事業の実施 グリーンカーテンコンテストの現地確認
	8 月 26 日	第 19 回 会議	1 環境基本計画施策進捗状況の点検評価の確認について 2 環境基本計画等に対する環境委員会からの意見のとりまとめについ て 3 環境白書第 2 章の構成について 4 グリーンカーテンコンテスト及び写真募集について
	9 月 16 日	啓発 活動	グリーンカーテン啓発事業の実施 グリーンカーテンコンテスト審査会の開催
	9 月 27 日	第 20 回 会議	1 グリーンカーテンコンテストの審査について 2 環境白書について 3 産業祭における「環境展」の出展内容について
第四期	10 月 19 日	第 1 回 会議	1 委員長、副委員長、環境委員会からの代表委員の選出などについて 2 環境委員会の活動（「知る」活動）について 3 産業祭における「環境展」の出展内容について
	11 月 12 日 13 日	啓発 活動	環境展（産業祭エココーナー）参加 1 グリーンカーテンコンテスト結果等の展示 2 「ゴーヤのれしび」の配布 3 ゴーヤ入り焼きドーナツの試食 4 生物多様性（外来種対策）の展示 5 外来種に関するアンケートの実施
	11 月 13 日	啓発 活動	グリーンカーテンコンテスト入賞者表彰 （産業祭会場）
	12 月 6 日	「知る」 活動	小宮ふるさと自然体験学校の見学等
	平成 29 年 1 月 31 日	「知る」 活動	地球温暖化に関する環境学習会
	2 月 20 日	第 2 回 会議	1 グリーンカーテン関連事業について 2 環境基本計画等の施策進捗状況調査について
	3 月 14 日	「知る」 活動	めざせ健康あきる野 21 「出前講座」の受講等

2) ホタルの里づくりと清流保全

地域における自然環境の保全と住みよいまちづくりを推進するため、町内会・自治会を中心に行うホタルの里づくり事業について、補助金の交付を行っています。平成 28 年度は、4 団体に補助金を交付し、1 団体にホタルの保全活動を委託しました。

また、市内の河川の浄化と河川環境の保全を図ることにより、良好な水質や水量が確保された流水と親しみある水辺環境とが織り成す清流を守り残すため、「清流保全協力員」により河川のパトロールや水質調査、ホタルの生息状況の調査などを実施しています。

3) 生きもの会議

「あきる野市生きもの会議」は、生物多様性あきる野戦略の推進に向け、市内に生息し、又は生育する希少生物の保全方策等の検討を行う組織であり、平成 28 年 3 月 18 日（金）から活動を開始しました。識見を有する者 5 人、公募による市民 4 人、事業者 4 人、各種団体からの代表者 6 人、地方公共団体の職員 1 人の計 20 人で構成しています。

平成 28 年度は、計 4 回の会議を開催し、「あきる野市生物多様性保全条例」などについて議論を重ねました。

開催日	内容	
平成 28 年 9 月 1 日	第 1 回 会議	1 生物多様性保全条例とは 2 (仮) 生物多様性保全条例について
10 月 14 日	第 2 回 会議	1 (仮) 生物多様性保全条例について
12 月 12 日	第 3 回 会議	1 (仮) 生物多様性保全条例について 2 (仮) 生物多様性保全条例施行規則について 3 (仮) 生物多様性保全条例の制定に伴う支援制度の創設について
平成 29 年 2 月 27 日	第 4 回 会議	1 (仮) 生物多様性保全条例及び同施行規則について 2 関係機関との調整結果について